

◆西 委員 おはようございます。民主党・市民連合の西でございます。

まずさきの9月議会の総務財政委員会において、住民自治基本条例について私から改めて要望させていただき、また民主党・市民連合議員団として平成20年度、21年度、両年度への予算要望の最先頭項目として予算要望をさせていただいた結果として、本12月議会において制定に向けて努力するとの市長からの意思表示があったことは、積極的に評価をしたいと考えています。

自治基本条例は各地でさまざまな形態で制定されていますが、多くの自治基本条例で最高規範性をうたうことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法と言われることが多くあります。最高規範である自治基本条例を制定するにあたっては、多くの先行事例をしっかりとご研究をいただき、自治都市・堺にふさわしい内容の濃い自治基本条例を制定するためにご尽力いただきたいと思います。冒頭に要望をさせていただきます。

さて、通告に基づき質問をさせていただきますが、まず本委員会付託議案の中から議案第156号について質問をさせていただきます。

平成20年度堺市一般会計補正予算（第2号）の第3条に地方債の補正は第3表地方債補正によると記されており、補正予算として地方債の増額が示されています。地方債が増額される根拠として、議案書の中に総合スポーツ施設整備事業の増額が示されていますが、この増額根拠についてお示してください。

◎宮前 財政部次長 当該事業は、現在、美原区におきまして、平成21年秋の完成をめざして工事を進めておりますが、今般、当初想定していなかった地中障害物が出てきたため、その撤去にかかる経費が増加するものでございます。その財源として地方債の増額補正を行うものでございます。以上でございます。

◆西 委員 今回の増額は地方債負担全体から見た場合、大きな額ではないのかもしれませんが、5月議会から何度も申し上げているように、地方債の増額は将来への負担の先送りと言え、不安が少しあると言わざるを得ません。地方債については安易に発行するのには疑問が多いのですが、当局のご見解をお伺いしたいと思います。

◎宮前 財政部次長 まず地方債自身でございますが、ご承知のとおり世代間の公平負担でありますとか、建設事業等の一時的に必要となる資金の確保という目的に沿って赤字国債ではなしに、建設国債として発行しているものでございます。特に今般、地方債の補正につきましては、合併特例債ということで、充当率が95%、元利償還金が70%という非常に有利なものでございます。そうはいいまして、当然のことでございますが、地

方債の発行に際しては委員ご指摘の、後年度、当然償還を伴うことから、将来の財政負担に多大な負担とならないよう、中期的な財政計画の中で、特に地方債残高でありますとか、実質公債費比率などの財政指標に注意しながら、適正な発行に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員 今回の地方債は合併特例債であり、さらに算入率が70%と非常に高い地方債ということですが、普通交付税に算入というわけではなく、基準財政需要額に算入ということでもよろしいでしょうか。

◎宮前 財政部次長 委員ご指摘のとおり、基準財政需要額に算入ということになりますので、当然、その分が普通交付税に算入されるということでございます。

◆西 委員 少しお示しいただきたいのですが、基準財政需要額に算入ということであれば、基準財政需要額の計算式である基準財政需要額＝単位費用×測定単位の数値×補正係数のどこに算入されるかお示しをいただければと思います。

◎宮前 財政部次長 まず基準財政需要額の公債費というところに算入されまして、いろんな種類がございますが、合併特例債につきましては、その年度の元利償還金、我々が示します元利償還金そのまま基準財政需要額になるという仕組みになっております。以上でございます。

◆西 委員 係数が変動しないということですか。

◎宮前 財政部次長 ちょっと細かくなりますが、普通交付税の中にも測定単位に、今、委員仰せられました単位費用であるとか補正係数を掛けるということですね、その合併特例債を発行してもしなくても入るという経費がございますが、今回の合併特例債につきましてはそうではなしに、実額が算入されるという仕組みになっております。以上でございます。

◆西 委員 実額が算入されるということで少し安心をしました。ただ、地方債増加をしていく中で、普通交付税が減額されるということも過去にあったようですから、それに対しては警戒をしていただきながら、地方債増加について非常に厳しい視点で臨んでいただくことを要望しておきたいと思います。

次に決算報告書の書き方について通告に基づいて質問をさせていただきたいと思いますが、決算報告書と決算事項明細書は市民の皆さんがどこで見ることができるか範囲をお示しをいただけたらと思います。

◎宮前 財政部次長 議案書といたしまして市政情報センターなり各区役所にございます市政情報コーナーなりでまずごらんいただけるとと思いますし、図書館にも配架しておりますので、その中でごらんいただけるというふうに思っております。

◆西 委員 兵庫県の川西市を初めとして詳細な決算報告をホームページに掲載をしている地方自治体も幾つか見られるようになってきています。ぜひとも概要だけではなく、詳細な報告も市民が見たいときにアクセスできるようにしていただければと思います。

次に、堺市の決算報告書と決算事項明細書の関係についてご説明ください。特にどこまでの形式が法律によって決められているのかお示してください。

◎宮前 財政部次長 まず、決算附属書といいますのは、その年度の歳入歳出の詳細を金額で示したものでございます。当然、決算附属書は議案書と一緒に決算審査に付すということになっております。それだけでは金額だけのことになりますので、今、ほかの市の例で言われましたように、決算説明資料というのはそれぞれの市独自に説明をするのにわかりやすいということで作成しているものというふうに認識しております。

◆西 委員 決算説明資料に関しては堺市の独自裁量で決められるということによろしいでしょうか。

◎宮前 財政部次長 委員お示しのとおりでございます。

◆西 委員 まず決算報告書と決算事項明細書の関係についてですが、今回の委員会付

託議案の第134号当せん金付証券の発売に関連をして、過去の状況を調べていたところ、少し疑問を持ちました。

この赤線を引いている項目ですけれども、宝くじ発行事務のところの欄で、旅費、役務費、負担金、補助及び交付金の順番に附属書ではなっています。次に説明資料ですけれども、この説明資料では近畿宝くじ事務協議会負担金、宝くじ普及宣伝費負担金、その他になっています。ごめんなさい、もう一度戻ります。

金額に関して調べていけばわかるんですけれども、ただ項目の順番がばらばらになっていて、非常に見にくいものとなっているような気がします。同じくそれで上を見たんですが、予算編成・執行管理事務のところの欄もありますけれども、予算編成・執行管理事務に関しては決算附属書では美原区域と政令市に分かれていますけれども、説明資料の方では項目が一緒になっているということが起きています。非常に細かいことではありますが、項目がそろっていないということが、率直に申し上げて気になります。少なくとも大項目と金額はそろっていないと非常にわかりにくいと感じます。計算機で計算をして、多分この項目とこの項目は一緒だなと理解をするようなプロセスは少し問題があるのではないかと考えます。わかる人がわかる決算書ではなくて、わかりやすい決算書をつくっていくことが求められると思いますが、当局のご見解をお伺いをいたします。

◎宮前 財政部次長 委員、今お示しのとおり、それぞれ目的が違うというのはご理解いただいたと思うんですけど、ただ、こういうふうに見比べますとわかりにくいというのは委員お示しのとおりだというふうに思います。言いわけになるかもわかりませんが、それぞれつくっている所管が違うというのは、それはもう内部の理由でございますので、来年度以降につきまして、できるだけ決算附属書がまず重要というか、そういうふうに思っております、その説明をするために説明資料というのをつくっておりますので、そういうことも工夫してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思いません。以上でございます。

◆西 委員 ぜひと連携をとってわかりやすい改善をしていただきたいと思います。

次に、この決算説明資料ですが、議会に送っていただいてわかりにくい資料の最たるものが決算書でした。そこで、他都市の決算書を見てみると、非常にわかりやすいものが幾つか見ることができました。例えば、川西市では、このように決算成果報告書がホームページ上で見ることもできるんですけれども、これ、一部にすぎないんですけれども、表紙があつて、コスト一覧表があつて、その先に指標一覧表、さらに行政サービス成果表というのが入っています。それぞれの中に事業があつて、それに係る経費があつて、それに係る達成の手段についても説明が書かれています。細かくは読み上げませんが、そのような

っています。

川西市ほどまでにはないにしろ、堺市の似たタイプでわかりやすい資料を見つけたんですが、市川市の決算に係る主要な施策の成果に関する報告書なんですが、例えばですね、それぞれ中を繰っていただくと資料が、右側が堺市の決算附属書の117ページで、市川市の決算報告書の33ページが左側に出てきます。それぞれ見ていただくとわかりますが、堺市においてはこちら右側になりますけれども、事業名と金額だけが書かれています。少し説明はありますが、ほとんどない、この全体に対する説明が3行だけです。それに対して市川市の資料は担当している課が左側に書いてありまして、それぞれの下に民生費、さらに施策名、施策の内容、それにかかわる指標が掲載をされています。年間軽減延件数とか、医療扶助の支給実人数、助成金額等々書いてあります。このように、事業別にわかりやすい表をつくっていく必要があると思います。概要を説明し、そのためにどのように内容を行って、そのためにこの金額がかかったのだと書くべきだと考えますが、ご見解をお願いいたします。

◎宮前 財政部次長　まず先ほど十分ではないかもわかりませんが、決算附属書と決算説明資料が対比できるようにまずしなければならないというのを1点思っております。それにプラス、今のような説明の資料がいいのかというふうに思います。私どもも決算の説明資料をつくる際には決算附属書の金額だけではなしに、主要な施策、事業については、特に新規事業、拡充事業について成果であるとか執行の結果であるとか、こういうことを明記することであるとか、当初予算のときにも同じような説明資料をつくっております。その目標数値などが書かれておりますので、その達成状況が把握できるようにするとか、そういうことに留意して決算説明資料をつくっていただくように各局に通知しているところでございますが、委員ご指摘のように通知内容が十分表記されていないというのは現状であるというふうに思っておりますので、これにつきましても、先ほどと同様、次年度に向けて通知内容の徹底でありますとか、改めるところは改めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◆西 委員　ぜひとも改善をよろしく願いをいたします。

次に、この決算とも非常に密接につながる事務事業評価についてお聞きをしたいと思えます。行政は日々、PDCA、プラン、ドゥ、チェック、アクションをして政策を修正していくことは言うまでもありません。そういった観点では決算をわかりやすく記入をしていくという作業を通じての改善も重要ですし、事務事業評価を通じての改善も非常に重要になると考えます。この事務事業評価とその公開については本年の委員会を通して取り上げてきていますが、9月議会において要望いたしました事務事業評価が12月よりホーム

ページで公開をされていますが、取り組み状況と公表経過についてお示してください。

◎濱田 経営監理室次長 本市では全庁的にマネジメントサイクルの定着を図るため、平成18年度より事務事業評価に取り組みました。平成19年度は755の事業について行財政改革の視点から改善や見直しなどの点検を各課において行ったところでございます。今回は、平成19年度に各課において取り組んだ事務事業点検結果のうち、自由都市・堺ルネサンス計画の8つの重点施策に位置づけられた253事業の点検結果につきまして、市のホームページに掲載し、市政情報センターにも配架しているところでございます。以上でございます。

◆西 委員 このような事務事業評価について、第一歩が始まったことは政策のPDCAサイクルをつくるといった観点と、行政の見える化による市民からの行政理解といった2つの観点から積極的に評価をしたいと考えています。ただ幾つか改善点があるように考えています。今回は公表の仕方、広報のなされ方と範囲について議論をしたいと思っています。まず公表の仕方、広報のなされ方についてお聞きをいたします。

まず1つ目は広報課にお聞きをしたいと思っています。なぜこんな8つのファイルになるのでしょうか。ぜひ経営監理室の担当、経営監理室以外の皆様にもお聞きいただきたいのですが、この8つのファイルの管理の形式にこそ、非常に失礼かとは思いますが、前時代型の文書管理構造が表現されていると考えています。8つのファイルではなくて、なぜ253のPDFファイルにできなかったのでしょうか。

ホームページを使わない旧来型の文書管理の考え方では、8つの本をつくっておいた方が見やすくいいのだとは思いますが、インターネット社会ではリンクの構造がありますから、章をクリックをして、その中の事業をクリックすれば、その事業ファイルにリンクをしている。もしくは、この事業評価書の中にある財務会計コードの事業コードをクリックすれば関連する事業に行くことができ、事業評価書を見るなどの構造にしていくべきです。大きなファイルにまとめておいておくのは、結局、情報の海に見る人をほうり込んでしまうような気がしています。この旧来型の文書管理からのパラダイムシフト、価値転換を求めておきたいと思っています。特にホームページを所管する広報課には、こういった観点からのホームページの全庁全体での品質管理が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

◎垂井 広報課長 今、委員の方からご指摘のございましたホームページにつきましては、現在、やはり広報の主要な広報媒体として大変有用なものでございます。そういう中で、やはり利用者の視点に立ったホームページづくり、これが非常に大切かと考えており

ますので、委員のご指摘にございました観点から今後よりその情報にたどり着きやすい、そういう仕方を考え、担当課と連携しながら見やすいホームページづくりに努めてまいりたいと思います。以上でございます。

◆西 委員 今回の事務事業点検結果についても、今おっしゃられたことと同じです。点検結果の公開されたものには、事業概要についても記載をされており、各局や各課ごとに市民が見たい方向から見るができるようにリンクをされていれば、市役所の仕事の視覚化やアカウントビリティの向上につながるのではないのでしょうか。これは先ほど申し上げたことと同じで、玄関さえつくってしまえば同じファイルにリンクできるという構造ということと同じです。

事務事業評価については各地のものを見てみましたら、例えば静岡県サイトのを見ると、事務事業の政策体系ごとに整理をしたものがあります。これは堺市のものと似たような形式だと考えますが、実は、この左下の部局別に表示をするというところをクリックすると、違う形式になります。ここをクリックすると部局ごとに分かれています。そうすると、各部局各課がどのようなお仕事をされているのかわかりやすいという状況になっています。結局、私は議員になる前に、市役所とは何をしているのか調べましたし、そのときに感じたのですが、市役所の各局、各部、各課が具体的にどのように仕事をしているのかわかりにくい状況があると思います。このような状況の結果、市役所の仕事がブラックボックス化してしまい、不信感を呼んでいるような側面も否めないと思います。事務事業評価を市民の皆さんと情報共有していくことが行政に対する市民理解を高めて、行政の円滑な運営にもつながると思いますし、それがひいては市役所で働く皆さんの働きがいにもつながってくると思います。もちろん行政評価をすべて見える化していくことが、先ほど申し上げたPDCAサイクルへとつながってくると思います。平成20年度の行政評価の結果を公表する際には、ぜひこのような観点で改善をしていただければと思いますが、どうでしょうか。

◎濱田 経営監理室次長 今年度取り組んでおります事業評価につきましては、各事業を実施したことによる施策目的の達成や実現に対する効果を検証し、予算編成等に活用していくことを目的としております。一方で、その取り組み結果をホームページ等で公表することにより、市民の皆さんへの行政運営の透明性の向上と視覚化に務めることや、市政への市民の参加や協働を促す推進力にもなると考えておりますので、委員ご指摘のように施策別、所管別など、よりわかりやすい公表の方法につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員　　ところで今回公表されたのは、755事業のうち253事業だけのことですが、なぜすべての事業ではなく253事業だけの公表となっているのでしょうか。

◎濱田 経営監理室次長　事務事業評価につきまして、平成18年度に行った1,232事業を目的別などに集約して、19年度におきましては755事業を対象といたしまして実施いたしました。したがって、市のすべての事業を対象としたものではございませんでした。今回につきましては、公表でございますが、事務事業点検につきましては、すべての事業を網羅したものではありませんでしたが、各課において事務事業の規模の大小や目的別の集約がさまざまであることから、自由都市・堺ルネサンス計画の8つの重点施策に位置づけのある253事業について施策ごとに集約して公表したものでございます。平成20年度について先ほど申し上げました、今、事業評価を取り組んでおりますが、今後この取り組み結果を公表した際に、平成19年度分と比較して見ていただけるものと考えております。以上でございます。

◆西 委員　　ぜひとも、少なくとも事務事業点検を行った事業に関してはすべて公開をしていただきたいと思います。事務事業の点検についてはすべてを網羅をしていないということですが、各地の地方自治体で行われている事務事業の棚卸しは行われたのでしょうか。すべての事務事業について毎年点検をするかどうかは別にして、何が存在しているかを公開していくことは、先ほど申し上げたような観点から非常に重要だと考えますが、棚卸ししているかどうかについて経営監理室よりお示しをいただければと思います。

◎濱田 経営監理室次長　委員が今おっしゃったような形での事業の棚卸しというのは行ってございません。以上でございます。

◆西 委員　　棚卸しをしていないということは、非常に驚きを禁じ得ないところであります。堺市役所の職員の皆さんがどのようなお仕事をしているか、だれも全容を把握できないということになるような気がしています。ぜひとも棚卸しと公開をしていただくことをお願いしていただきたいと思います。観点を改めて質問をさせていただきたいと思います。

堺市には予算編成にあたり、財務会計システムというものを用いられていると思いますが、この概要についてお示しく下さい。



◎宮前 財政部次長 今お示しの財務会計システムでございますが、予算編成から予算の執行管理までを電算処理しているものでございまして、このことによりまして、予算要求から支出負担行為もしくは支払いに係る事務の効率化を図るシステムでございます。現在ではほとんどの市町村が導入しているというふうに認識しております。本市では平成13年度から稼働をしております、予算編成、執行管理、そして起債の管理システムなどからなっております。以上でございます。

◆西 委員 財務会計システムにはお金が関係する事務事業の一覧表があるということによろしいでしょうか。

◎宮前 財政部次長 レベルは別にいたしまして、すべての支出に対する事務事業があるというふうに認識しております。

◆西 委員 これを使えば事務事業評価ができると考えますが、経営監理室にお聞きをしたいと思います。事務事業評価の事業と財務会計システムでの予算事業、自由都市・堺ルネサンス計画などの事業は一致をしておりますでしょうか。

◎濱田 経営監理室次長 一致してございません。なお、事務事業評価のシートでは予算事業、計画等との連動をさせるために、財務会計システムの事業コードや計画上の位置づけを記述しております。以上でございます。

◆西 委員 関連性は表示をされているものの、一致をしていないということが残念でなりません。結局この不一致が財務会計システムと事務事業評価の二重作業を呼んでいるのではないのでしょうか。この事務事業評価と財務会計システムの一部重複こそが、まず事務事業評価による改善の対象とするべきだとも言えると考えます。職員の方にお聞きをすると、予算要求シートに事業概要と事業評価を記入した後に、経営監理室から事務事業点検シートが送られてきて困惑をしたというお話を聞きました。事務事業点検シートと予算要求シート、現在は、全く同じだとは思いますが、似たようなものであると考えますので、統合して業務量を減らすべきだと考えます。実際、先ほどお示しをした川西市では

財政と行政評価を担当する部署が隣接をしており、同じシートをもとに作業をしているということです。その結果、決算成果報告書の中に決算の内容と事業の概要、評価、指標、それが同じシートに記入されるということができています。ぜひとも統合をめざしていただきたいと思いますが、財政当局のご見解をお伺いしたいと思います。

◎宮前 財政部次長　　まず現行の、先ほどお示した財務会計システムでございますけど、予算編成でありますと、決算事務に活用するため、かなり細かい事務事業単位で管理しておりまして、例えば大きくくくると一つの事務事業でも、旧堺市分と旧美原町もしくは政令市分があるというように、かなり細かくなっておりまして、先ほどお示しいただきました、ほかの市でやっている事業の棚卸しにはちょっと意味合いが違うのかなというふうに思っております。一方で言われました予算編成についてですね、その時点で事務事業評価と予算要求が別々であるというのは、我々も各局で事務がふくそういたしますし、事務量もふえるというふうに考えておりますので、この点につきましては、現在も事業評価という欄を設けておりますが、再度、経営監理室とも調整いたしまして、次年度以降については工夫してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆西 委員　　ぜひともよろしくお願いをいたします。事業評価をもとにして予算編成に生かされるように、もっと積極的に連携をしていただければと思います。誤解のないように申し上げておきますが、私は事務事業点検とその公開については積極的に行っていくべきだともちろん考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、昨今話題になっております定額給付金事業についてお尋ねをしたいと思います。

先日、堺市は総務省で行われました説明会におきまして、定額給付金事業の概要について説明を受け、それについて幾つか要望をしたと聞いておりますが、定額給付金事業の概要、たたき台の内容についてお示してください。

◎松尾 総務課長　　11月28日、総務省の説明会で示されました定額給付金事業の概要、たたき台の内容でございますが、検討課題となっている項目が多くあります。まず支給開始日につきましては、年度内開始をめざすとしておりますが、申請期限については受付開始日から3カ月以内か6カ月以内で検討中となっております。費用負担につきましては、職員の本給や備品購入費以外の経費につきましては、全額、国が補助金として補てんすることとなっております。支給対象につきましては、住民基本台帳に記録がある者及び外国人登録原票に登録されている者のうち一定の者となっております。就労目的等の在留外国人につきましては、対象の範囲を検討中となっております。

次に、基準日につきましては、平成21年1月1日、または平成21年2月1日で検討中となっております。給付額につきましては、世帯構成員1人につき1万2,000円、ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については1人につき2万円となっております。しかし、課税や生活保護の受給資格の判定等における取り扱いについては検討中となっております。

申請及び給付方法につきましては、郵送申請方式、窓口申請方式、窓口現金受領方式の3方式が示され、このうち世帯主が市から郵送されました申請書に振り込みを希望する金融機関の口座の通帳の写しと運転免許証などの本人確認書類の写しを添付しまして市に返送し、市がそれを確認後、給付金を口座に振り込む郵送申請方式を基本とするように説明がございました。また、銀行窓口での現金受領につきましては、可能かどうかを銀行協会と協議をするとの説明がありました。これら検討課題につきましては、総務省の方から検討結果が示されることとなっておりますが、現在のところ示されておられません。以上でございます。

◆西 委員 3月までに定額給付金事業をすると、総理大臣が表明をされているにもかかわらず、検討中の内容がたくさんあり過ぎて、年度末に向けての非常に作業が煩雑になることが予測され、不安でなりません。また職員の本給や備品購入費は堺市の負担であるということですから、それについて堺市に負担をたくさん負わせるものと言わざるを得ません。お聞きをしますが、市としてどのような事務負担を現在想定ができるのか、教えていただければと思います。

◎松尾 総務課長 定額給付金の概要、たたき台では、先ほど説明させていただきましたように、制度が確立していない部分が多くあります。事務作業として想定されるものにつきましては、住民基本台帳システム及び外国人登録システムを改修しまして、定額給付金給付リストを作成し、そのリストに基づき約36万世帯の各世帯主へ申請書、口座届出書等の郵送作業がございます。基本となる郵送申請方式では返送された申請書等によりまして本人確認及び口座を確認する作業、確認後、給付金を銀行口座に振り込む作業が出てまいります。いずれにしましても、対象者の抽出や支給方法によって事務作業が大きく変わるとは思いますが、できる限り通常業務に影響が出ないよう、アルバイトや人材派遣の活用、業務委託、またボランティアのご協力を得るなども検討していきたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 庁内ではどこが主体となって事業を行うのでしょうか。

◎松尾 総務課長 現在、総務局、財政局が中心に対応を行っており、専管組織は設置していませんが、当面、両局が中心となり情報収集等、必要な事務を行ってまいります。以上でございます。

◆西 委員 準備状況についてはどのような状況でしょうか。

◎松尾 総務課長 政府や国会の動向を注視しながら必要な時期までには体制がとれるよう準備を進めてまいります。以上でございます。

◆西 委員 この定額給付金事業に関しては、例えば定額給付金事業の東海3県における経済効果を予測した大垣共立銀行系のシンクタンク、共立総合研究所が東海3県の経済効果、ほぼゼロと計算をしています。東海と堺は違うとはいえ、ほぼ経済効果のない事業にこれだけ地方自治体が振り回されるということは問題があると思います。少なくとも、職員の本給や備品購入費は堺市役所の負担であるということですし、業務が煩雑な年度末最後にすべてが決まる可能性があるということに関しては、当事者として堺市はしっかりと国に対して苦情と申しますか、意見を言うべきだと思います。実際、先日の市長会でも要望を出したと聞いていますが、堺市としてもぜひとも対処をお願いしたいと思います。

最後に1問質問をさせていただきたいと思います。

来年市制120周年になると聞いています。100周年のときは非常にたくさんの行事をされて、準備が大変だったとも聞いています。そういう意味では、先ほどの定額給付金交付事業とも似てまいります。行事を行うのであれば、しっかりと直前になる前に準備をしていくべきだと考えております。市制120周年についてどのように検討をされているのか、お示しをいただければと思います。

◎宮前 財政部次長 まず、市制120周年のちょっとお答えの前に、先ほどちょっと委員からのご質問をいただいた点で、定額給付金の件でございますが、誤解のないようお願いしたいんですが、まず備品購入費につきましては、国の方は短期の事務でございますので、基本的にリース等で対応してほしいということでございますので、備品を堺市が買ってその分を税の負担というふうなことは財政当局では考えておりません。また、職員

の本給でございますが、これにつきまして、定額給付金のために新たに人を雇うということも想定はできませんので、そういう意味から、我々は財政負担はないというふうに理解しております。

市制120周年でございますけど、現在、各部局で市制施行の節目を記念してということで、イベントなどを検討しております。今後、予算編成の中で事業をするかどうか、もしくは規模、内容についてよく議論をしていきたいというふうに考えておりますので、もしばらくお示しをお待ち願いたいというふうに思います。以上でございます。

◆西 委員 定額給付金事業については少なくとも職員の皆さんの負担がふえるということに関しては、堺市の負担だと思いますので、そのように申し上げた次第でございます。

市制120周年についてはぜひともやるのであれば着実な準備をお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。